

「国民保護に関する埼玉県計画」改定案についての市町村からの意見

編-章-節	ページ	指摘部分	意見	対応案
3-1-3	74	……。知事は、現地関係機関の調整に最も適切に対処しうると判断されるときは、市町村と調整のうえ、現地調整所を設置する。	(1)現地調整所の設置 ……。但し、知事は、市町村が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、当該措置が市町村の区域を越えて実施される場合等、現地関係機関の調整に、県が最も適切に対処しうると判断されるときは、市町村長と調整のうえ設置するものとする。 ※具体的な運用を例示	具体的な例示をすべきとの趣旨を踏まえ、意見のとおり文案を修正します。
〃	〃	〃	(2)現地調整所の運営 現地調整所の運営は、現地調整所を設置した県又は市町村の職員が、他の現地関係機関の協力を得て、活動内容の確認等及び情報の共有を行うために、随時参集し、協議を行うものとする。 ※新たな項目の追加	現地調整所の運営等については、国において検討が行われている最中です。今後、国の検討結果を踏まえ、国民保護関係マニュアルに記述していきます。
〃	〃	〃	(3)対策本部との連携 現地調整所は、現地の活動内容等及び収集した情報を県及び市町村の対策本部に対して報告する等対策本部(現地対策本部を含む。)との連携を図り、国民保護措置が円滑に行われるよう努めるものとする。 ※新たな項目の追加	同上